

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	農地土壌等の浄化の研究拠点施設整備調査事業				担当部局庁		農林水産技術会議事務局		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～平成32年度				担当課室		技術政策課		技術政策課長 小平 均		
会計区分	一般会計				施策名		⑱農林水産分野の研究開発				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		原子力被災者への対応に関する当面の取組方針(平成23年5月17日原子力災害対策本部決定)、復興への提言(平成23年6月25日復興構想会議決定)、東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
事業の目的	福島県が主体となって行う、農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点整備に向けた構想及び計画の策定について、国として支援することにより、福島県下の営農再開や持続的な営農に向けた取組を促進する。										
事業概要	農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点整備に向けた構想及び計画の策定のために必要な調査事業に要する経費に充てる補助金を福島県に交付し、基金を造成する。 (補助率:定額、国10/10) 【調査事業のイメージ】 研究拠点構想検討会議(仮称)の開催、事例調査等の実施、立地調査の実施、県民と一体となった検討の推進 等										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位:百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		100		100		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
	放射性物質対策のための研究拠点等の整備		拠点の数	—	1		放射性物質対策のための研究拠点構想等の策定		件	1	
単位当たりコスト	100(百万円)/件				算出根拠		100(百万円)/調査事業の実施(1件)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」P4(1)②(ii)の「地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。」及び同基本指針P30(1)④(ii)の「放射性物質による大気・水・土壌・森林等の汚染を除去する必要があることから、環境修復技術の早期確立等を目指す。このため、大学、研究機関、民間企業等の協力の下、福島県に国内外の叡智を結集する開かれた研究拠点を形成する」に対応するものであり、整合性がとられている。(「復興への提言」P30にも同様の記述)					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						福島県から、県内における農地土壌等の大規模除染実証試験等を行う研究拠点設置の要望があり、早急な対応が必要である。また、地域の実状を踏まえた上で、将来にわたり継続的に研究を実施するためには、適切な調査を行い、研究拠点設置等に向けた構想等を策定する必要がある。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						放射性物質による農地土壌等の広範囲な汚染が判明しており、福島県内において、地域の実状に応じて、継続的に研究を進める体制を整備することが、営農再開や持続的な営農に向けて効果的である。また、農林水産省所管の独立行政法人や他省庁等の取組と連携し、我が国全体の取組として効果が最大となるよう実施するために、必要な構想策定等を支援するものである。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						原子力被災者の「ふるさとへの帰還」が達成されていない現状において、研究拠点の整備に向けて必要な議論・検討を行う期間等が具体的に見通せない中、福島県による複数年の基金事業とすることで、地域の実状を踏まえた柔軟な実施が可能となる。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						国で定める「ふるさとへの帰還」等に向けて、福島県が実施する大規模除染実証試験や持続的な地域農業等に必要な研究拠点の整備に係る調査事業について、国が支援するものである。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						放射性物質対策の調査研究において、基本的な技術開発は国(独立行政法人)が実施し、得られた成果については福島県が現場レベルでの普及や大規模除染実証試験、技術の改良等を実施するものとするが、双方で密に連携を取りつつ、効果的かつ着実な除染対策等に資するよう、本事業を実施する。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						事業の実施にあたっては、福島県と密に連携し、迅速な事業着手・執行を行う予定。					